意見公募手続(パブリックコメント)に対する意見等の概要及び検討結果

1 案 件 名:第6期鹿屋市障害福祉計画・第2期鹿屋市障害児福祉計画 〈檢討結果区分〉

2 意見の募集期間: 令和2年12月23日~令和3年1月22日(31日間)

3 意見提出者:1人

4 意 見 数:1件

A:策定案に反映できるもの	件
B:既に盛り込み済みのもの	1件
C: 今後の参考となるもの	件
D:反映できないもの	件
E:その他感想や質問など	件
計	1 件

番号	意見等の概要	検討結果	意見等に対する検討結果
		の区分	总允守(C刈),分权的相不
1	意思疎通支援事業の手話通訳者等設置について、現在、市に手話奉仕 員を設置しているが、本来の設置機能が果たされているのか疑問に思 う。鹿屋市には、手話通訳士や手話通訳者といった有資格者が複数い る。長年培ってきた手話の技術や知識を市政のために活かすことや、 鹿屋市に住む聞こえない人のためにも有資格者の設置をお願いした い。	В	現在、本市では手話奉仕員1名を本庁舎内に配置し、来庁されるろう者の方々のニーズに対応した意思疎通支援を行っています。 また、今回の計画策定においては鹿屋市聴覚障害者協会にも参加いただき、当事者の立場からの御意見も伺ったところであり、引き続き手話通訳者等の設置に取り組んでいく目標を掲げております。 市としましては、今回いただいた御意見も参考にしながら、今後とも意思疎通支援事業の充実に取り組んで参ります。